

人吉市農業委員会定例総会
(第4回)

令和6年4月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年4月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 18 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 19 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 20 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 22 号 農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 6 議第 23 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

議事録署名農業委員	2番	中嶽修平
議事録署名推進委員	19番	元田和弘

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越輝喜
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第4回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に2番委員、19番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第18号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第18号 朗読

○（議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。議第18号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。議案書とタブレットの位置図をご覧ください。農地の所在

は記載のとおりでございます。地目は畑、農用地内となっております。1筆の495㎡、3条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請事由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は主に酪農をしておられまして、ほとんど子どもさんに任せておられるような状況でした。申請地につきましては、その隣に自作の農地もございまして、野菜を栽培され、販売所にも出荷されとのことでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よりしくお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番から3番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。議第18号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は3筆で6,980㎡です。こちら無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の開始となっております。申請地は別紙の位置図2ページ及び3ページのとおりです。こちら数点、補足させていただきます。今回、農業経営の縮小と農業経営の開始となっておりますが、こちら譲渡人、譲受人のお住いを見ていただくと同じ住所になっておりまして、内縁関係のご夫婦となっております。今回、ご主人のほうがいぶご高齢になってきたということで、より年齢の若い奥様のほうに農業経営を引き継いでいくということで申請となっております。今後の農業については、今までと変わらない体制で農業に従事していくということで、人員や機械関係は変わらないとのことでした。農地の一部に古仏頂町の農地がありますが、こちらに関しましては人に頼んで保全作業をお願いしている状況で、耕作はしていないとのことでしたが、今回の申請を機に耕作を再開すると聞いております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、議第18号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で1,606㎡です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地は別紙の位置図4ページの下のほうになります。こちらも数点、補足いたします。譲渡人、譲受人共に名字が同じということもありますが、ご兄弟になられます。申請地には栗が植栽されていますが、実質、譲受人がこちらの地元に住んでおられる関係で22年にわたり、耕作されているということです。今回、譲渡人が高齢になったということもあり、実際に耕作をしている譲受人に名義を変えたいとのことで、今回の申請に至っております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

続いて3番の報告について質疑はありませんか。

○（8番委員）譲渡人と譲受人は兄弟であって、年齢が85歳ということで今まではやってこられたという話でしたが、85歳でどれくらいこの災害後、耕作することが出来るのでしょうか。年齢的にもかなりご高齢でもありますので、跡を継がれる方はいらっしゃるのでしょうか。

○（2番委員）その点については、年齢のこともあったので、私も今後のことについて聞きましたが「まだ自分の身体が元気なので、出来るうちはやっていきたい」とのことでしたので、体が弱ってきたりして耕作することが困難なことがあれば、こちらにご相談いただくようにご案内する形で終わっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
日程第２・議第１９号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第２・議第１９号 朗読
- （議長）１番について２番委員の調査報告をお願いします。
- （２番委員）議第１９号、農地法第４条の許可申請に対する１番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は１筆で１，１５５㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は資材置場です。農地の区分は第２種農地、都市計画用途指定区域外となっております。申請地は別紙位置図の４ページ、上のほうになります。本件については、既転用ということで始末書も提出してありますので、補足をさせていただきます。もともとは、前所有者の方が約５０年前に交換によりこの土地を取得されましたが、その際に土地の登記も無く、農業委員会の申請もしてなかったのではないかということでした。その農地を約２０年前に申請人が前所有者の方からこの土地を購入したということでしたが、前所有者の方が自己破産等により、所在不明となりまして、登記手続きが進めることが出来なくなり、そのままの状態になっていたということです。実際には今回の申請人がこの土地を購入された時点で針葉樹や竹が生い茂っておりまして、そういった状況もあり、農地である認識が無く、雑種地であるという認識だったということです。今回、登記手続きを進めるにあたり、前所有者が登記に協力していただけない状況でしたので、裁判を起こしまして令和６年３月１１日に所有権移転登記の手続きが出来まして、今回の申請に至ったという状況でございます。次に審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第２種農地です。一般基準は１番、３番、６番、８番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。
- （議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第20号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第20号 朗読

○（議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）議第20号、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農用外となっております。面積は1筆で332㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場となっております。工事は令和6年5月1日から令和6年5月10日までとなっております。申請人におかれましては、家族が5名おられますが、家族全員、車を所有されており、我が家の庭では手狭でスペースもないため、申請地を駐車場として利用したいということです。申請地は数年前に5条申請されており、その後、整備まで済んでいる状況でしたが、現況は畑のまま利用されていました。その畑の管理者も亡くなられて、耕作されないままだったので、所有者に相談をしたところ、今回の申請に至ったということでした。事業計画書によりますと、造成はございません。現状のまま利用するということです。駐車場のため、給水は使用せず、雨水は自然浸透式で処理するということでございます。位置図をご覧ください。申請人の1軒隣に申請地があります。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

○（6番委員）面積は332㎡となっておりますが、事業か何かをされているのでしょうか。この面積であれば、10台ほど止めることが出来ると思います。

○（９番委員）位置図を見ていただければ分かるかと思いますが、入口から奥まで入って
３３２㎡となります。

○（６番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）おはようございます。議第２０号、農地法第５条の許可申請に対する２番
の報告をいたします。議案書をご覧ください。地目は田で農振区分は農用外、面積は
１筆の７０７㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は
共同住宅の建設です。農地の区分は第１種農地で都市計画用途指定区域外です。着工
と完了は記載のとおりで転用場所は別紙位置図のとおりです。この申請の譲渡人は財
産管理人が付いておられます。実はこの譲渡人は現在、施設に入居中でありまして、
売買に関する判断が難しいということで施設の方から申請があっております。また、
親戚等も居ないということで申請があり、裁判がなされ、財産管理人が選任されてお
ります。被害防除方策につきましては、造成中に係る土砂の流失、堆積、崩壊への対
応策として、Ｌ型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、流失等を防ぐということ
です。もし、何らかの問題があった場合には、誠意をもって対応するということにな
っております。土地改良区からも意見書が出されておりました、土地改良区といたし
ましては、差し支えないということで出ております。実質審査表をご覧ください。申
請地は第１種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられな
い立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして、１番、３
番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及
び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いま
す。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）共同住宅となっておりますが、マンションのようなものですか。
- （7番委員）アパートになります。
- （6番委員）アパートでは共同住宅には該当しないのではないのでしょうか。
- （7番委員）いわゆる賃貸の住宅になります。
- （事務局係長）事務局から補足いたしますが、今まで転用目的がアパートの場合は、ほとんどが共同住宅としております。今回、初めてではございません。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について2番委員の調査報告をお願いします。
- （2番委員）議第20号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で1,096㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は共同住宅の建設となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙の位置図7ページのとおりとなります。ここで補足いたします。この申請地ですが、昨年11月総会にて一度、5条の許可申請が出されており、宅地の分譲ということで転用許可が出ております。許可後、境界の立ち合い後の確認を行ったところ、隣接する農地、位置図の下のほうになりますが、ちょうど議第20号と記載されている部分に被さっていますが、農地があります。そちらについても譲渡人の農地だということが判明しました。その後、工事を進めようと、新しく判明し

た農地の活用出来なくなってしまうという事情がありまして「譲受人のほうでその分を追加で購入して欲しい」と話しをしたということですが、譲受人としては「この農地を購入する気はない」ということで話がまとまらなくなり、結果的にその分譲のことにしましては、農地の売買契約は合意解約となりまして、許可の取り消し願いが出ております。取り消し願自体は今年の3月21日に出されております。その後、事業の見直しを行いまして、新しく譲受人を見つけ、今回は共同住宅、アパートの建設を新しく計画いたしまして、隣接農地については、まだ申請は出ていませんが、アパートということもあり、ドッグラン、ペットが走り回れるような場所にしたいということで併設する予定ということで聞いております。申請自体は早い段階で申請したいというところで伺っております。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地となっております。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断としまして立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。

4番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）おはようございます。議第20号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆ありまして、合計の1,027㎡で農振区分は農用外であります。所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の建設であります。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であり

ます。ここの申請地は位置図の８ページを見ていただいたら分かるかと思いますが、周りに非農地や国道が通っておりますが、近くに民家は無く、この農地におきましても非耕作地であります。着工と完了は別紙記載のとおりです。申請地は別紙の位置図先ほども言いました８ページのとおりです。この太陽光は現在、大畑校区におきまして非常に多く建設されておりますが、この相手の会社というのが全て同じような会社でありまして、今回も譲渡人が農地の維持管理に非常に苦慮しておられるということでこの会社が太陽光発電としての活用の相談を受けながら、売却に同意したということとであります。この工事を行うための排水計画や防除計画が出ておりますが、何ら支障をきたすことはありません。雨水の処理方法については自然浸透式、汚水と生活雑排水はございません。隣接する農地もございませんので、日照や通風などについても影響を及ぼすことはないとのことです。実質審査表をご覧ください。申請地は第２種農地であるが、それに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。先ほどの説明が足りませんでした、この案件には譲渡人が２名おられます。位置図の下の方の農地が２４５㎡の田になります。上の農地が７８２㎡の農地になります。上の農地の所有者につきましては、高齢になられて息子さんがおられますが、学校の教員をされておられまして、農業をするような状況ではありません。お住まいも東間に住んでおられます。下の農地の所有者はご主人が亡くなられて奥様に所有権を移しましたが、本人さんも農業をされる状況ではないため、太陽光発電施設への転用を考えられたということとでございます。調査の結果、一般基準の１番、３番、６番、８番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございます。４番の報告について質疑はありませんか。
- （６番委員）工事の着工と完了についてですが、着工が５月１５日で完了が３１日となっています。１６日間で工事を完了されるのでしょうか。
- （事務局係長）事務局からですが、工事期間が２週間ほどしかありませんでしたので、その辺を確認したところ、問題なく２週間でされとのことでした。数か月前に同じ会社がこの近くで２週間の期間で工事を済ませております。その時も問題なく済ませておりますので、今回もこの期間で工事を完了できるというご回答でした。
- （６番委員）どういった施工をされるのでしょうか。下は砂利敷きにされるのでしょうか。

○（１０番委員）ここは田ではありますが、現在は草が生い茂っている状態です。工事の状況を見ると重機を使ってすぐに完了します。資材が来たかと思って現地へ行くと、あっという間に完了しております。非常に施工が早いです。

○（職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

○（議長）日程第４・議第２１号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第４・議第２１号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、９番と１０番は５番委員、１３番は９番委員となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和６年４月１５日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第

5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が92,411㎡、「畑」が3,376㎡、合計の95,817㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は5,822㎡、「畑」は5,658㎡、合計の11,480㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。公社買入が0件、公社売渡が3件、計の3件ございました。

次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が20件、再設定が8件、合計の28件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に5ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が30,071㎡、「畑」が1,916㎡、合計の31,987㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時15分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（14番委員）15番についてです。借賃料が32,960円と籾の152kgとなっています。借賃が高いのではないのでしょうか。

○（17番委員）貸人のところに記録してあり、毎年この金額と量で貸しているとのことでした。中途半端ではありますが、確認しております。

○（議長）18番も同じくこの借賃で間違いないということでしょうか。

○（１７番委員）本来であれば３０ｋｇの３袋で９０ｋｇですが、借人が６．４ｋｇをおまけとして納品しているとのことでした。

○（議長）この案件には関係はありませんが、この貸人の農地はあとどこが残っているのでしょうか。ご自宅の近くなどに持っていたらと思います。

○（１７番委員）私には分かりません。

○（議長）６番委員はご存じではありませんか。

○（６番委員）あそこは３枚ではなかったでしょうか。

○（議長）３枚あって、家の横に２枚あったと思います。

○（７番委員）それは個別でやっていただければと思います。

○（議長）分かりました。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

９番、１０番、１３番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

９番、１０番、１３番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第２２号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第２２号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和６年４月１７日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

１ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、１１件ありました。利用権の転貸の「田」が１,９５８㎡、「畑」が０㎡、合計で１,９５８㎡あがってきております。貸借を受ける者の１番の全部効率要件、２番の常時従事要件についてそれぞれ審査をお願いします。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間をとっておりますが、今回は１件しかございませんので、少しの時間各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）よろしいですか。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第６・議第２３号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第６・議第２３号 朗読

○（議長） 1 番について 20 番委員の調査報告をお願いします。

○（20 番委員）おはようございます。議第 23 号の非農地証明願 1 番の（1）から（3）番について調査報告をいたします。総会議案書の 7 ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和 6 年 4 月 2 日に私と 6 番委員、事務局と現地調査を行いました。申請地の北側は市道、東側は願出人の宅地、西側は非農地、南側は高速道路の敷地に面しております。（1）と（2）については、平成 22 年 2 月に宅地拡張の農地法第 5 条許可が出されておりますが、現地は造成もされずに畑のままとなっております。（1）については、一面に草が生い茂っていましたが、草払いをされているために草丈は短く、栗も植栽されております。（2）については、草が生い茂っている部分もありましたが、昨年頃までマルチを張って畑として利用していた跡がございました。（3）については、（2）から一段下がった場所になります。梅が植栽されており、剪定もされておりました。下払いもされております。また、一部にはマルチを張って里芋を作付けされていた跡がございました。以上のことから協議をしました結果、農地への復元については可能と判断し、調査の結果、非農地証明は不相当と判断をいたしました。以上、ご報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、（1）番から（3）番について順に採決いたします。

1 番の（1）です。採決いたします。異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

1 番の（2）です。採決いたします。異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）原案可決いたしました。

1 番の（3）です。採決いたします。異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 原案可決いたしました。

2 番について 2 5 番員の調査報告をお願いします。

○(2 5 番委員) 調査報告をいたします。議第 2 3 号、非農地証明願の 2 番の調査報告をいたします。総会資料の議案書 7 ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目等は記載のとおりでございます。令和 6 年 4 月 1 1 日の 9 時から 3 番委員と事務局、私の 3 名で現地調査をいたしました。この農地は国道 2 2 1 号線沿いのおこばこども園から左折して人吉市立第三中学校へ抜ける市道近くにあります。しかし、市道沿いは山林化しているため、遠く離れた脇道から現地へ行けます。現地の途中には杉などが倒れており、湿田もありました。願出のあった農地周辺は、集団化した非農地が広がっており、現地は高じて農地の状態を維持しておりますが、周りの状況から見てその農地を継続して耕作することは不可能と判断をいたしました。よって、協議をした結果、非農地証明基準の 3 番のイに該当し、非農地証明書の交付については、適当と判断をいたしました。以上です。

○(議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和 6 年第 4 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(1 0 時 2 0 分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員